

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>				<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			
機能の区分		内容	対象設備	機能の区分		内容	対象設備
一 端末 回線伝 送機能	<u>一般</u> 帯域	第二種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を送る機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>基地局</u> 設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下この	第一種指定 端末系伝送 路設備（ア ナログ信号 伝送用の電 話回線と同 等のものに 限る。）（加 入者側終 端装置及び第 一指定端 末系交換等 設備との間	一 端末 回線伝 送機能	帯域透過	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を送る機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>及び</u> 基地局設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下こ	第一種指定 端末系伝送 路設備（ア ナログ信号 伝送用の電 話回線と同 等のものに 限る。）（加 入者側終 端装置及び第 一指定端 末系交換等 設備との間
	透過端末 回線伝送 機能				端末回線 伝送機能		







六の二～十四 (略)	れる伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含むに限る。
------------	----------------------------

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項 (~~一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く~~)、三の項から三の三の項まで、六の項 (中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項 (閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項 (~~一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る~~) の機能の接続料は、回

六の二～十四 (略)	
------------	--

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項 (帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項 (中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項 (閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項 (帯域透過端末回線伝送機能に限る) の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能（~~一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、~~第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。~~

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。